

論文

戦時労働者問題の全体像

西岡 力（公益財団法人モラロジー研究所教授・
歴史研究室長、麗澤大学客員教授）

2018年（平成30年）、韓国最高裁判所は新日鉄住金と三菱重工に対して戦時中に朝鮮から渡日して働いた朝鮮人元労働者に対してひとり八千万ウォン（800万円）から1億五千万ウォン（1千500万円）の慰謝料を支払うことを命じる不当判決を下した。この判決によって日韓関係の根本が揺さぶられている。

筆者はすでに本誌で2回、この問題について統計と当事者手記を材料に議論した。ここでは、多くの日本人が知るべきこの問題の全体像を提示したい。労働者戦時動員の実態、昭和40年の請求権協定での戦後処理、日本人運動家らによって90年代から始められた裁判騒ぎの経緯の3つについて概要を記して、問題の全体像を提示した上で、日本が取るべき方策を提案する。

1 歴史的事実

国家総動員法に基づく朝鮮での戦時労働動員の実態は、韓国最高裁判決のいうような「日本企業の反人道的不法行為」ではなかった。戦時における合法的な民間企業での期限契約賃労働だった。動員先は民間企業で、通常2年の期限契約だった。軍隊という国家組織に動員された軍人・軍属などとの大きな違いだ。待遇は日本人並みで、総体的に良かった。

当時、日本人男性の多くが徴兵のため不在で、日本本土は極度の労働者不足となり賃金が高騰していたからだ。

戦時動員の統計の実態については本誌2号に掲載した拙論（注1）で詳しく論じたが、1945年8月に日本内地には朝鮮人が200万人いた。そのうち国家総動員法に基づいて動員された労働者は約32万人、軍人軍属が11万人、合計43万人だった。つまり、全体の5分の1だけが戦時動員だった。

残りの8割、157万人は出稼ぎなどのために渡日した者、動員労働の途中で逃亡して待遇の良い職場に移った者、動員契約終了後に残留した者とそれらの家族だった。

国家総動員法による動員が始まる前の1938年末に80万人だった。したがって、動員期間に増加した内地朝鮮人人口は120万人だが、そのうち3分の2にあたる77万人は戦時動員ではなく自分の意志によって内地で暮らしていた者らだった。

それでは内地に動員された労働者は全体で何人だったか。いくつかの異なる統計があり、正確な数字は分からない。日本政府は、1959年版「入管白書」で約63万5千人としている。その数字は現段階でも妥当だと判断できる。

次に内訳を検討したい。私は、そのうち「募集」は13万人、「官斡旋」は30万人、「徴用」20万くらいと考えている。その点については前掲拙論文で触れなかった。その根拠を書いておこう。

まず、総数を63万5千人程度と見る根拠だ。朝鮮人戦時労働者の動員数に関する統計は内務省、厚生省、朝鮮総督府の3種がある。

表1

	朝鮮総督府統計	厚生省統計	内務省統計
1939	49,819	38,700	39~41合計
1940	55,979	54,944	126,092
1941	63,866	53,492	
1942	111,823	112,007	122,429
1943	124,286	122,237	117,949
1944	—	280,304	185,210
1945	—	(推定) 6,000	52,755
総計		667,684	604,429

朝鮮総督府および厚生省統計は年度(4~3月)。内務省統計は1~12月、ただし1945年は1~3月。

朝鮮総督府統計は第86回帝国議会予算説明資料(友邦協会『太平洋戦下の朝鮮(5)』)による。総督府の別資料(樺太、南洋含む)に1944年286,432人、1945年10,622人とある。

厚生省統計は米国戦略爆撃調査団『戦時日本の生活水準と人力の活用』(1947年1月刊)引用の厚生省勤労局統計。

内務省統計は『社会運動の状況』および同省資料による。

森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人』75頁表を加工。

送り出した側の朝鮮総督府の数字が受け入れた側の内務省、厚生省の数字より多い。これは途中で逃げた者がいたことを反映している。また、後者二つの数字も、内務省は1~12月の数字、厚生省は4月~翌年3月までの数字であり、単純に比較できない。

3つの統計とも1945年の数字が明白ではない。朝鮮総督府の統計は1944年も6月末までの数字しかない。そこまでの合計は42万2,262人だが、20万を超えるとされる徴用による動員が抜けているので総数としては使えない。(注2)

厚生省は1945年4月~6月までの数を6000人と推計して全期間の動員数を66万7,684人としている。(注3)

内務省は45年3月末60万4,429人としていてひらきがある。(注4)

また、戦後の1959年に法務省入管局は63万5,000余人という見解を公表している。(注5)

送り出しと受け入れとの数字が異なる大きな理由は途中で逃亡だから、動員数の統計としては後者がふさわしい。私は法務省の数字を採用して、内地に動員された戦時労働者の総数を63万5,000人と見ている。

動員には1939年9月から1942年1月、民間企業が朝鮮に渡って募集する「募集」、1942年2月から1944年8月まで朝鮮総督府が各市、郡などに動員数を割り当てて民間企業に引き渡した「官斡旋」、1944年9月から1945年3月頃までの徴用令に基づく「徴用」の三つがあった。この3つの人数を検討しよう。

表1の内務省統計によると1939年から41年の動員数は12万人だ。42年1月分を無視して「募集」は12万とみる。

「官斡旋」だけの統計は存在しないようだが、「徴用」については朝鮮総督府作成と見られる統計がある(注6)。それによると1941年4,895人、42年3,871人、43年2,341人だったが、44年に急増して20万1,189人、45年9,786人だった。

そのうち、徴用による労働者の動員が始まった後の2年間、1944年と45年の合計21万0,975人だ。

徴用による内地への渡航には1941年からの軍属への動員と、1944年9月からの労働動員の2種がある。前者は1年に数千人だった。1944年と45年の合計21万0,975人のうち、多く見て1万人程度が軍属とすると、徴用による内地への労働者動員は約20万人と見られる。

そこから逆算すると「官斡旋」は30万人程度となる。

表2

年	戦時労働者	内地渡航	比率	内地人口増	比率
昭和14・1939		316,424		161,713	
昭和15・1940		385,822		228,853	
昭和16・1941		368,416		278,786	
小計	[註1] 126092	1,070,662	11%	669,352	19%
昭和17・1942	122,429	381,673		155,824	
昭和18・1943	117,943	401,059		257,402	
昭和19・1944	185,210	403,737		54,387	
昭和20・1945	[註2] 52,755	[註3] 121,101		[註4] 約63,000	
小計	478,337	1,186,469	37%	約530,000	90%
合計	604,429	2,378,232	25%	約1,200,000	50%
	内務省統計	内務省統計		内務省人口統計から計算	

[註1] 39～41の各年の数字は不明。

[註2] 1～3月

[註3] 1～5月

[註4] 昭和20年8月15日の内地朝鮮人人口を森田芳夫氏推計の二百万人として計算した概数。

[註5] 昭和20年の内地人口増以外はすべて、森田芳夫著『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店に収録されている内務省統計。

次に、動員の時期別特徴をについて論じたい。

動員数統計3つの中で内務省のものだけが1月～12月の数字で、他の二つは4月から次年3月の数字だ。本誌第2号の拙論文では厚生省の動員数と内務省の内地朝鮮人人口増加数の統計を使って議論した。ただ、厚生省の動員統計は4月から翌年3月までの数字であり、内務省の内地朝鮮人人口は12月末現在の数字だから議論の厳密さに欠けていた。

内務省は内地朝鮮人人口の統計の他、内地への渡航総数の統計も作成しており、それらはすべて1月～12月の数字だ。そのため動員数も比較や加工するのに便利だから、本稿

では以下、内務省統計を使って、拙論文の議論を深めたい。

内務省の動員統計を使って、新たに表2を作成した。これを使いながら動員の時期別特徴を論じたい。

動員には1939年9月から1942年1月、民間企業が朝鮮に渡って募集する「募集」、1942年2月から1944年8月まで朝鮮総督府が各市、郡などに動員数を割り当てて民間企業に引き渡した「官斡旋」、1944年9月から1945年3月頃までの徴用令に基づく「徴用」の三つがあった。

この3つの実態について、森田芳夫の説明と表2の統計数字を使って検討しよう。まず、「募集」について、森田はこう説明している。(注7)

〈(a) 自由募集による動員(十四年九月から十七年一月まで)

昭和十四年四月、国民動員の企画が厚生省職業部および企画院で立案される時、内務省警保局、拓務省管理局、厚生省社会局と協議し、同年六月、厚生省職業部は、拓務省を通じて朝鮮総督府と折衝した結果、七月二十八日に内務・厚生両次官連名で、昭和九年十月の閣議決定の例外として、朝鮮人労働者を移入する方針と、これにもとづく募集要綱が通牒され、総督府も九月一日に、政務総監名で「朝鮮人労働者募集ならびに渡航取扱要綱」を通牒した。

これは、石炭、鉱山、土建などの事業主がまず府県長官あて移入許可申請書を提出し、厚生省の査定認可をうけ、つぎに朝鮮総督府の許可をうけ、総督府の指定する地域で、自己の責任で労働者を募集し、身体検査、身許調査、名簿の作成などを行う。募集された労働者は、雇主または責任ある代理人に引率されて、集団的に渡航就労した。〉[傍線・西岡以下同]

ここで注目されるのは自由募集による動員が「昭和九年十月の閣議決定の例外」と規定されている点だ。

その閣議決定とは、朝鮮人の内地渡航が増えて内地人の失業や就職難を深刻化させ、従来から内地にいる朝鮮人の失業も増やし、その結果、朝鮮人関係の犯罪などが増えて治安問題となっているとして、朝鮮人の内地渡航を減らすための総合対策だった。具体的には以下の4項目が決められていた。

- 一、朝鮮内において、朝鮮人を安住せしむる措置
- 二、朝鮮人を満州及び北鮮〔ママ・西岡補〕に移住せしむる措置
- 三、朝鮮人の内地渡航を一層減少すること
- 四、内地における朝鮮人の指導向上およびその内地融和を図ること

の4つの対策が決められていた。

「三、朝鮮人の内地渡航を一層減少すること」では以下の4つの具体的対策が挙げられていた。

- 〈1 朝鮮内における内地渡航熱を抑制すること。
- 2 朝鮮内における地元論止を一層強化すること
- 3 密航の取締を一層強化すること
- 4 内地の雇傭者を論止し、その朝鮮より新たな労働者を雇い入れんとするを差し控

え、内地在住朝鮮人または内地人を雇傭せしむるよう勧告すること〉(注8)

放置しておく多数の出稼ぎ朝鮮人が内地に渡航してくるので政策としてそれを止めていた状況が、動員が始まる頃にすでに存在していたのだ。動員はその例外として始まった。言い換えるなら、それまで内地の事業主は、朝鮮で労働者を募集するなど行政指導を受けていた。それが戦時動員という名目のもと、一部例外として解禁され、許可を受けた者だけが現地まで行って募集をすることが出来るようになったのだ。無理やり朝鮮人を連れてくるのが動員の目的ではなかったことが、ここから分かる。

例外としての現地での「募集」解禁だったからこそ、この時期も上記した内地渡航抑制策の「3 密航の取締を一層強化すること」は続いていた。この三年間、1万8千人の不正渡航者が摘発され、そのうち1万6千人が朝鮮に送還されていた。

例外を認めたところ、朝鮮内の渡航熱が再度、急上昇して、「募集」による渡航者の9倍の朝鮮人がわれさきにと出稼ぎのため内地へ渡航していった。

表1の内務省統計では、この時期の動員数は12万6千人だった。内地渡航者総数は107万人だったから、動員数はその11%に過ぎなかった。残り9割、94万4千人が出稼ぎ渡航者だった。

また、内地朝鮮人人口増加数は66万9千人だった。動員数はその19%にしか過ぎない。残り8割は、54万3千人は出稼ぎ渡航者と内地で生まれた家族ということだ。

ちなみにこの時期の内地朝鮮人の自然増(出生数マイナス死亡数)は8万1千人だった。動員された者が内地で子供を作ること考えにくいから、このほとんどは出稼ぎ者の子供ということだ。

また、なお、渡航者総数が人口増よりも多いのは、帰還者も多数存在したからだ。

「募集」の時期、内地渡航制限を動員に限って例外として緩めたはずなのに、実はその9倍の出稼ぎ渡航者が自分の意志で個別に内地に渡ってきていたという実態がわかる。

次に「官斡旋」と「徴用」の時期を検討しよう。森田の説明を引用する。

〈(b) 官斡旋・隊組織による動員(十七年二月から十九年八月まで)

しかし、この自由募集は、事業主が最初に移入許可申請書を提出してから、朝鮮の道当局の募集決定をみるまで相当の期間がかかり(ながいのは六カ月)、その手続きの簡素化が切望された。さらに、朝鮮内で鉱工業が活潑に起つてからは、労務配置の計画性が必要であった。

十六年十一月に、企画院を中心に内務省警保局、厚生省職業局・生活局、朝鮮総督府が協議して「昭和十六年度労務動員実施計画による朝鮮人労務者の内地移入要領」および「同実施細目」、「手続」を決定し、総督府側も要綱をきめ、十七年二月二十日から実施をみた。

これは、事業主が府県知事に朝鮮人労務者移入雇傭願を提出して、承認をえたのち、総督府に朝鮮人労務者斡旋申請書を提出する。総督府でこれを承認した場合は、地域を決定して通牒し、道ではさらに職業紹介所および府、郡、島を通じて、邑、面にまで割当を決定して、労務者を選定とりまとめしめたのである。すなわち、行政の責任において労務者を集めたのであった。また、送出にあたって、一組を五名ないし十名とし、二組ないし四組をもつて一班とし、五班内外をもつて一隊を組織して、隊長その他幹部をきめて

統制をとり、これを雇傭主またはその代理人が出発地でひきついで、引率渡航した。〉

〈(c) 国民徴用令による動員(十九年九月以降)

国民徴用令の施行は、昭和十四年七月である。朝鮮では、その全面的発動をさげ、十六年に、ただ軍要員関係だけに適用し、十九年二月になつて朝鮮内の重要工場、事業場の現員徴用を行つた。日本内地で働いていた朝鮮人労働者には、十七年十月から一部に徴用令を発動し、軍属として採用稼働されていた。

十九年八月八日閣議決定により、移入労働者に新規徴用の実施と、新規徴用者に援護の徹底を期することを明らかにし、九月以後、朝鮮から内地へ送り出される労働者にも、一般徴用が実施された。ただし、総督府としては、労働管理の悪い所には徴用をさける方針をとり、一方、朝鮮勤労働員援護会を設けて家族援護の万全を期した。

総督府は国民徴用令の発動を「白紙の応召だ」と鳴物入りで宣伝したが、敗戦の色いよいよ濃くなる時、爆撃にさらされている内地へと喜んで徴用に応ずるものは少なかった。徴用忌避者は相ついだ。

十九年末からは、内地にいる朝鮮人で、空襲のない朝鮮へ疎開するものもいた。二十年三月には、閔釜間の通常連絡が運航しなくなった。四月二十日の閣議報告に「朝鮮人労働者の新規内地招致は、特殊の事情ある場合の外、原則として当分見合わせしむること」の一項が入っていた。〉

内務省統計では、この時期の動員数は47万8千人だった。内地渡航者総数は118万6千人だったから、動員数の比率は募集の時期よりは上昇して37%だった。残り6割、70万8千人が出稼ぎ渡航者だった。

また、戦局の悪化で朝鮮への帰還者が急増したため、内地朝鮮人人口増加数は53万人だった。動員数はその90%だった。この時期の自然増の統計はないが、数万あったはずだから、自然増以外の内地人口増加のほとんどが動員によるものだったことになる。この時期は一定程度、内地への渡航を管理することに成功していたといえるだろう。

しかし、前掲拙稿で指摘したように動員された労働者の約4割が契約途中で逃亡してより条件の良い職場に移った。逃亡者が多数発生して、終戦時に動員現場にいた者は32万人だけだった。官斡旋や徴用を渡航の機会として利用して機会を見てより待遇の良い職場に移る者も多かった。

前掲拙論文で論じたとおり、逃亡の多さを待遇の悪さの例とする論が一部にあるが、それなら逃亡した者らは朝鮮に帰ったはずだ。実際は帰らず別の職場に移動した。中には渡日した直後に、事前に連絡を取っていたブローカーの助けで別の職場に移るケースもあった。

戦時下、内地では成人男子の多くが徴兵で労働現場を離れ賃金が高騰した。そのため、出稼ぎ者が急流のように朝鮮から内地へ押し寄せた。戦時動員はその流れを戦争遂行に必要な産業に送り込もうとしたものだった。しかし、募集の時期の動員数は渡航者全体のわずか1割、官斡旋・徴用の時期でも4割にしかならず、大量の出稼ぎ者が個別に渡日した。その上、契約途中で4割が逃亡して別の職場に移った。つまり、出稼ぎ者の流れ

を効果的に統制することは出来なかったと言える。これがマクロから見た戦時動員の実態だ。

一部で言われているような強制連行、奴隷労働とはまったく異なる戦時労働者の真実に姿がこの統計から浮かび上がる。

2 請求権協定による3億ドル無償供与で完全かつ最終的に解決

日本と韓国は昭和40年に基本条約と請求権協定などを結び国交を回復した。国交交渉で韓国は戦時労働者や軍人軍属などへの補償をまとめて韓国政府に支払うように求めた。日本は当初、労働者への未払い賃金や貯金の払い戻し、軍人軍属への補償などを個別に行いたいと主張したが、最終的には韓国の要求を受領し、請求権協定で無償資金3億ドルと低利の借款2億ドルを提供し、それによってすべての請求権が、完全かつ最終的に解決することを確認した。

当時の韓国の予算3億5千万ドル、外貨準備1億3千万ドル、貿易赤字2億9千万ドルだった。また、日本の外貨準備高18億ドルしかなかった。日本とすれば同じ自由主義陣営に属する韓国の発展が日本の安保と経済に利益になるという大局的判断からかなりの犠牲を払って提供した金額だった。

日本はこの合意を受けて昭和40年に「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」を制定、施行して、韓国人の日本に対する財産権を消滅させた。

韓国も昭和41年に「請求権資金の運用及び管理に関する法律」を制定、施行し「大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない」（第5条）と定め、昭和52年6月30日までに合計83,519件に対して合計91億8,769万3千ウォンの補償金を払った。3億ドルの約9.7%にあたる。そのうち未収金や貯金など財産関係清算が7万4,967件、66億2,209万3千ウォンだった。日本円1円を韓国ウォン30ウォンと計算した。動員時死亡者に対する補償金は8,552人、1人当たり30万ウォンずつ合計25億6,560万ウォンだった。なお、負傷者を含む生還者への補償はなかった。（注9）補償から漏れた者や金額に不満を持つ者からは補償は不十分だという批判があった。しかし、それはあくまでも韓国政府への批判であって、日本に対するものではなかった。

3 盧武鉉政権の再補償

盧武鉉政権は韓国外務省の反対を押し切って日韓国交交渉の外交文書を公開し、政府傘下に「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」を組織して、昭和40年の条約と協定で韓国の請求権がどこまで解決したのかを再検討した。

委員会名が「官民共同委員会」ではなく「民官共同委員会」とされているが、委員の構成を見てもこのような重大な外交案件を扱う委員会なのに、左派弁護士や運動家を含む民間人が多数を占めている。委員長も「共同委員長」として民から左派弁護士で後日最高

裁長官となった李容勲、官から李海瓚国務総理（現在の与党「共に民主党」代表）が選ばれ、政府委員は9人、この中に大統領民情首席秘書官だった文在寅・現大統領が含まれていたことは注目に値する。それ以外は長官クラスの以下の8人だった（財政経済部・外交通商部・行政自治部・法務部・保健福祉部長官、企画予算部長官、国家報勳部長、国務調整室長）。民間委員は10人で政府委員より1人の多かった。弁護士、学者、外交官、神父、言論人、財界人などと並んで左派運動団体「参与連帯」の運営委員長が入った。

同委員会は平成17年「3億ドルには強制動員被害補償問題解決の性格の資金等が包括的に勘案しているとみるべきである」「韓国政府が受領した無償資金中相当金額を強制動員被害者の救済に使用すべき道義的責任がある」「75年の韓国政府の補償当時強制動員負傷者を補償対象から除外するなど、道義的次元からみて被害者補償が不十分だった」「政府支援対策を講じること」とする結論を発表した。（注10）

この結論に従い、政府機関である「対日抗争期強制動員被害者調査および強制動員被害者等支援委員会」が元軍人・軍属と元労働者ら、およびその遺族への慰労金・支援金の支給を行った。

死亡者1人あたり2000万ウォン、負傷者にはその程度により300万から2000万ウォンの慰労金を支給した。なお、慰労金は本人が死亡している場合は遺族に払われた。なお、75年の補償で30万ウォンを受け取った遺族には、30万ウォンに物価上昇率7.8倍をかけた234万ウォンを差し引いて支給した。

また、未収金がある者と生還者には支援金が支払われた。未収金がある者には日本円1円を2千ウォンに換算して支援金を支給し、生還者に医療支援金を本人が生きている間に限って年80万ウォン支給した。

同委員会は2008年から2015年12月までに7万2631件に合計約6184億3000万ウォンの慰労金・支援金を再び支給した。死亡者慰労金が1万7880件、3600億7300万ウォン、負傷者慰労金が1万3993件、1021億8500万ウォン、未収金支援金1万6228件、5億2182万ウォン、医療支援金2万4530件、10億3990万ウォンだった。（注11）

4 文在寅政権下の不当判決

以上見たような経緯がありながらも日本の弁護士や過激な労組員を含む反日運動家らは、90年代、韓国に出かけて行って原告を捜して、費用を持つから日本企業を訴えようと励まして新日鉄住金、三菱重工、不二越への賠償を求める裁判を日本で起こした。それらは全て敗訴した。

しかし、支援者らは日本企業の本社に執拗に抗議行動をかけ、地元マスコミで企業を非難するなどの運動を続けた。その結果、不二越は平成12年最高裁で和解を受け入れ、原告3人、元同僚5人、「太平洋戦争犠牲者遺族会（金景錫会長）」に合計三千数百万円の解決金を支払ってしまう事態となった。ところが韓国から新たな原告が出てきて、不二越は再度、裁判を起こされた。（注12）

しかし、和解を受け入れなかった日本での裁判はすべて企業勝訴に終わった。ところが、支援者と原告らはそれで諦めず、韓国の裁判所に新日鉄住金、三菱重工、不二越を訴えた。韓国でも原告敗訴が続いたが、2012年5月、新日鉄住金と三菱重工の上告審で、

最高裁の小法廷が突然、「日本判決の理由には日本の韓半島と韓国人に対する植民支配が合法であるという規範的認識を前提とし」ており、「日帝強占期の強制動員自体を不法であると解している大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突する」ので「大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反する」から「その効力を認定することはできない」とする、「日本統治不法論」を持ち出して、国際法と常識に反する差し戻し判決を下した。

それを受けて高裁は日本企業敗訴判決を下し、日本企業が再上告した。さすがに当時の最高裁長官や最高裁判事、そして朴槿恵大統領や外交部は日韓関係の根底を揺さぶる確定判決が出ることは韓国の国益に反すると考え水面下で調整に動いたが、反日差別主義に毒されたマスコミ世論の手前、表だって2012年判決を覆す勇気を持たず、ずるずると審理を引き延ばしつづけた。

文在寅大統領が就任直後に、左派裁判官として有名だった金命洙・地裁長官を破格な人事で最高裁長官に任命した。金新長官は前任最高裁長官らが確定判決を引き延ばした行為を刑事事件として捜査させた。すでに前任長官の下で司法行政の実務を担っていた元高裁判事は逮捕され、前任長官も容疑者として自家用車などの捜査を受けている。また、金長官によって指名された最高裁判事が過半数を占めた今年8月、最高裁は新日鉄住金裁判を大法廷に回して審理を開始した。9月には三菱重工裁判審理も始まった。反日を煽る政策を続けている文在寅政権は、国際法や外交上の配慮を求めない。その結果、10月と11月に日本企業敗訴という国際法違反の不当判決が相次いで下るに至った。

5 日本がなすべきこと

日本がやるべきは、官民が協力して日本企業の財産権を守ることだ。政府は、請求権問題はすべて解決しているのだから、日本企業の財産を侵害しないように韓国政府に強く申し入れるべきだ。もし、日本企業の財産が売却されるなど実害が発生するなら韓国製品の関税を引き上げるなどの対抗措置をとるべきだ。

国際社会に誤解が広がらないよう、戦時労働動員が反人道的な不法行為でなく、合法的な賃労働だったと、広報しなくてはならない。歴史認識問題について調査研究する「歴史認識問題研究財団（仮称）」を創設するなど、国際広報の体制を早急に整備すべきだ。

注

- (注1) 拙稿「朝鮮人戦時動員に関する統計的分析」『歴史認識問題研究』第2号
- (注2) 「第86回帝国議会予算説明資料」（昭和8月作成）による。同資料は友邦協会『太平洋戦争下の朝鮮（5）』に収録されている。森田芳夫『数字から見る在日朝鮮人』75頁によると、朝鮮総督府の別資料の樺太と南洋への動員数を含む統計では1944年28万6,432人、1945年1万0,622人とされている。内地だけの数ではないので単純に合計を出すことは出来ないが、送り出し側の統計では内地への動員の合計は70万人を少し下回ると見られる。
なお、森田が挙げている別資料の数字は、在外財産調査会編『日本人の海外活動に関する歴史的調査』通巻10冊、朝鮮篇第九分冊中「第二章 戦争と朝鮮統治」82頁の「朝鮮人労務者対日本動員数調」の数字と一致する。「朝鮮人労務者対日本動員数調」では内地と樺太、南洋を合わせた総数として、72万4,787人とされている。
「第86回帝国議会予算説明資料」では1944年6月までの樺太と南洋への動員合計は、各各1万6,113人、5,931人とされている。その時点で樺太と南洋の合計が2万人を超えているので、総督府統計の内地のみの1945年8月までの総数は70万を数万下回ると見られる。
- (注3) 米国戦略爆撃調査団「戦時日本の生活水準と人力の活用」（1947年1月刊）引用の厚生省勤労局統計。
- (注4) 内務省統計は前掲森田書から引用した。森田によると、「社会運動の状況」および同省資料によるという。内務省警保局「社会運動の状況」は昭和14年～17年まで発刊されている。
- (注5) 法務省入管局『出入国管理とその実態』1959年5月。
- (注6) 前掲『日本人の海外活動に関する歴史的調査』通巻10冊、朝鮮篇第九分冊中「第二章 戦争と朝鮮統治」83頁。
- (注7) 以下の森田の説明は、森田芳夫『法務研究報告書第四三集第三号 在日朝鮮人処遇の推移と現状』法務研修所、昭和三十年七月、17～19頁からの引用。
- (注8) 前掲森田『在日朝鮮人処遇の推移と現状』43～44頁。
- (注9) 『請求権白書』（韓国）経済企画院、1976年、56-60頁。新日鉄住金裁判韓国最高裁確定判決、2018年10月30日「基本的事実関係」。
- (注10) 「韓日会談文書公開後統対策関連連民官共同委員会」報道資料、2005年8月26日
- (注11) 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会『委員会活動結果報告書』、前掲確定判決「基本的事実関係」
- (注12) 出石直「戦後補償訴訟における元徴用工問題と日韓関係」『現代韓国朝鮮研究』第15号、2015年11月、38頁。